

●教育訓練給付

教育訓練給付は、一般の被保険者が**厚生労働大臣指定の**教育訓練を受けた際に、支給されます。

資格学校や通信教育のパンフレットなどに、このコースは「教育訓練給付制度の指定講座です」と記載されているのをご覧になったことはありませんか？

その制度も、この10月から変わります。

従来は？

原則として

教育訓練開始日まで3年以上勤務→訓練に支払った費用の20%
(上限10万円まで)

5年以上勤務→訓練に支払った費用の40%(上限20万円まで)でした。

10月以降は？

それが

教育訓練開始日まで3年以上勤務→訓練に支払った費用の20%
(上限10万円まで)

に統一されます。

ただし、初回の教育訓練給付受講に限り、継続勤務1年以上で指定講座の受講が可能となります。

●西尾の解説

なぜ、この部分が改正されたか？

と言うのは、やはり、育児休業給付の受給に関して言えば産休→育休と進んで、育休を消化した時点で退職という流れをなんとか食い止め、職場復帰する方を少しでも増やしたいという厚生労働省の考え方があると思われます。

そして、教育訓練給付ですが、初回継続勤務1年以上で給付を可能にすることで、40%まで給付される「5年」を待たずに若年労働者層に教育訓練を受けてもらいたい、という狙いがあるものと思われます。

勿論、より多くの人に制度を利用してもらい且つ、費用の総額は抑えたいという狙いもあるのですが。

仕事をしながら学ぶ、ということはなかなか大変なことですが、転職するにせよ、社内で立場を築くにせよ、ステップアップのために「自分に投資する」、働きながら仕事以外のスキルを身につけて自分に付加価値をつけることは、今後自分と言う商品を労働力市場で高く売るために有効な戦略です。

最高でも、費用の20%しか支給されないのは痛いですが、それでも補助がないよりはマシ、勤務中の方の場合、取得した資格によっては手当が支給されるケースもあります。

スキルアップで、収入アップを是非実現させるべく、多くの方にこの制度を利用していただきたいと思います。

★トピックス～国家資格と民間の資格～

上記に関連してのお話なのですが...

資格には、国家資格と民間の団体が管理運営している資格があります。

私の例でお話しますと...

私は、社会保険労務士という国家資格とは別に

年金制度等の実務をしっかり遂行するために

年金コンサルタントという民間(マンパワー主宰)の資格を

そして関連業務である民間の保険を理解するため
ファイナンシャル・プランナー(FP協会主宰)の資格を

それぞれに取得しました。

民間の資格でも、キャリアコンサルタント、ファイナンシャル・プランナー、
ソムリエ、他にも沢山民間団体がしっかり運営し、仕事をする上で有効な
資格、取得するのに大変な資格があります。

民間の資格の取得をお考えの時は、

1. 資格を付与する主宰団体の名称、所在地、活動内容をしっかり把握する
2. その資格を取得するために必要な費用を確認
3. その資格を使ってどんな仕事が出来、どの程度の収入が得られるのかを確認
4. 実際に、その資格で仕事をしている人の話を聞く

この4点に関して、しっかり確認、お考えになることをお勧めしています。

~~~~~編集後記~~~~~

9月13日、法科大学院修了者対象の  
新司法試験合格発表があり、合格率は  
40%、合格者数1位は東大法科大学院  
とのこと。

新司法試験は、法律家を、なかでも実務型  
の法律家を増やすのが狙いで、口述試験を  
廃止、実務に即した法解釈能力が試される  
試験になっているそうです。

でもね、弁護士さんは多すぎるぐらいだし、  
社労士も、あっせん代理業務が出来るように  
なったし、裁判員制度は始まるし、  
ほんとにそんなに法律家を増やして  
大丈夫なのかな？

と思いつつ、黒豆枝豆をお相手に  
秋の夜長のビールを楽しんでおります。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

